

少年法第26条第1項の決定の執行について

昭和52年11月5日収防第791号
警察本部長から各所属長あて

みだしのことについては、昭和23年12月23日付刑防発第109号国本刑事部長通達「少年事件の処理に関する注意事項」に基づき従来より家庭裁判所と協力してきたところであるが、最近の非行少年の性格行状等から家庭裁判所職員のみで執行については、逃走その他事故防止上万全でない面が出てきていることに鑑み、今般、金沢家庭裁判所長から協力方依頼があったので下記事項に配意の上、少年鑑別所収容決定少年の押送等につき援助、協力してその取扱いに遺憾のないようにされたい。

記

- 1 家庭裁判所の決定に基づく執行（身柄押送）は当該事件を送致（付）又は通告した警察署が行うこと。
但し決定が長時間遅れる場合は改めて送致（付）又は通告した或は最寄りの警察署に決定の執行要請があることがある。
- 2 決定の執行要請の場合は警察職員のみで押送することになるが、決定執行の補助要請の場合は家庭裁判所調査官等裁判所職員が同行し執行の指揮に当る。
- 3 決定の執行又は執行の補助要請は警察署から身柄押送に当つた警察官に裁判所から口頭でなされるので要請を受けた警察官はその旨を直ちに署長に報告しその指示を受けて執行等に当るものとする。
- 4 決定の執行に当つては裁判所担当職員と当該少年の性格、行状、非行事実その他押送上の留意事項について十分に打合をすること。
- 5 決定の執行又は執行の補助に当る場合は、逃走、自殺その他被疑者事故の防止及び受傷事故、交通事故等不測の事故防止に細心の注意を払い事故防止に万全を期すこと。
- 6 決定の執行に当る警察官の旅費等は各所属負担とする。